

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年9月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000010号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2000007号

第1 結論

平成11年1月から平成13年6月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年1月から平成13年6月まで

請求期間の30か月については、国民年金保険料の全額申請免除をしていたが、平成13年7月に就職し、金銭的にも余裕が出てきたので、平成15年頃、A社会保険事務所(当時)に当該期間の保険料の追納について相談に行き、その日のうちに追納の申込みをした。請求期間の国民年金保険料については、具体的には覚えていないが、私の勤務地がB市だった平成15年から平成16年までのうちのどこかで、自身の預貯金口座(C銀行、D銀行E支店又はF銀行G支店の口座)から請求期間に係る保険料の追納に必要な現金30万円程度を引き出し、同事務所に出向き、女性職員に現金で当該追納に係る保険料30万円程度を一括で納付した。

しかし、国の記録では、請求期間の国民年金保険料が全額申請免除のままとなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成15年頃、A社会保険事務所に請求期間の30か月に係る国民年金保険料の追納について相談に行き、その日のうちに当該追納の申込みをし、具体的には覚えていないが、平成15年から平成16年までのうちのどこかで、同事務所に出向き、女性職員に現金で当該追納に係る保険料30万円程度を一括で納付したと主張しているところ、請求者のオンライン記録によると、当該期間は、保険料を追納することが可能である免除承認期間となっていることが確認できる。

しかしながら、免除承認期間に係る国民年金保険料を追納するためには追納の申込みが必要であるところ、オンライン記録によると、追納申込期間は請求期間の一部期間である平成11年1月から平成12年3月までの15か月のみとなっており、同年4月から平成13年6月までの15か月については、追納申込期間としての記録が確認できない。

また、請求者は、平成15年から平成16年までのうちのどこかで、請求期間の追納に係る国民年金保険料30万円程度を一括で納付したと主張しており、その際に当該額を引き出した可能性がある預貯金口座として、C銀行、D銀行E支店及びF銀行G支店の預貯金口座を挙げていることから、当該3行に対し、当該預貯金口座に係る取引明細書を照会したところ、i) C銀行及びD銀行E支店は、ともに、調査可能期間は過去10年間である旨回答していること、ii) F銀行G支店から提出された、請求者が追納したと主張する期間の前後の期間を含めた平成14年から平成19年までの請求者の預金口座に係る取引内容が確認できる資料から、当該期間において、請求者が主張する30万円程度の現金が引き出された事実は確認できないことから、請求者の主張について確認することができない。

さらに、上述のとおり、請求者は、請求期間の追納に係る国民年金保険料は30万円程度であった旨主張しているところ、請求者が当該期間の保険料を、その主張どおり平成15年度中に追納した場合の保険料額は42万3,420円、平成16年度中に追納した場合の保険料額は44万370円であることから、請求者の主張する追納に係る金額と符合しない。

加えて、請求者から提出された平成19年9月11日付け「国民年金保険料追納のご案内」には、請求期間の先頭の平成11年1月から同年3月までの3か月のみが全額申請免除となっている旨記載されているところ、その理由についてH年金事務所は、「平成19年当時は、追納期限直前の9年目のみ追納勧奨したと思われる。」と回答している上、国民年金法第94条第2項には、国民年金保険料の追納は、先に経過した月の分から順次に行うものとする旨規定されていることから、平成19年9月11日の時点で請求期間の保険料が追納されていたとは考え難い。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納したとする平成15年から平成16年までの時期は、国に収納事務が一元化された平成14年4月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤があったとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000013号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2000006号

第1 結論

昭和46年10月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年10月から昭和53年3月まで

昭和46年10月頃、A市役所B支所で、妻が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、A市C地区に住んでいたときは、夫婦二人分の国民年金保険料を、妻が、集金人が来るたびに納付しており、また、同市D地区に転居してからは、妻が、納付書が届くたびに同市役所E支所の窓口で納付してくれていた。

妻には国民年金の納付記録があるにもかかわらず、請求期間が未加入による未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和46年10月頃にA市役所B支所で、請求者の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和56年7月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付について、請求者の妻が夫婦二人分の保険料を、A市C地区に住んでいたときは、集金人が来るたびに納付しており、また、同市D地区に転居してからは、妻が、納付書が届くたびに同市役所E支所の窓口で納付してくれていたと主張しているところ、それらを行ってくれたとする妻は、保険料納付について、集金人が来て二人分の保険料を確かに払ったことは覚えているものの、その他のことは覚えていないと陳述していることから、請求者の請求期間における納付状況が不明である。

さらに、A市の国民年金保険料収納状況一覧表によると、請求者の国民年金に係る被保険者資格取得日は昭和56年6月15日となっており、同市は、請求者の請求期間における加入記録は確認できない旨回答している上、オンライン記録においても、同日より前に請求者の加入記録が確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、

国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の妻に係る国民年金の加入手続時期は、請求者の妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 51 年 11 月頃と推認され、請求者の主張する妻の加入手続時期と一致しない上、請求者の妻の国民年金被保険者台帳によると、請求期間のうち昭和 46 年 10 月から昭和 49 年 3 月までの期間及び昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの期間は、国民年金保険料が未納と記録されていることが確認できる。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。